

別添

## 仕様書（クラウドサービスの提供業務）

### 1 件名

安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する法定講習（以下「講習」という。）に係るクラウドサービス（以下「講習サービス」という。）の提供業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までの間

### 3 概要

#### (1) 目的

京都府警察本部交通部交通企画課（以下「発注者」という。）が実施する道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第1項に規定する安全運転管理者等に対して行う講習の管理をオンラインで行う単一の講習サービスを利用することにより、講習受講対象者である安全運転管理者等（以下「受講者」という。）の利便性の向上、講習事務の効率化を図るもの

#### (2) 調達する講習サービスの機能

発注者の行う設定により、以下の機能が利用できること。

- ア 講習サービス登録時の本人確認照合
- イ 講習（オンライン講習及び会場講習）の申込・キャンセルの受付
- ウ 講習に必要な書類の発行（アップロード及びダウンロード）
- エ 受講者（オンライン講習及び会場講習）の受講履歴・出退席等の受講状況管理
- オ オンライン講習のオンデマンド配信
- カ 講習修了証書の交付（ダウンロード）
- キ 受講者に対するメール配信
- ク 講習にかかるアンケート・効果測定
- ケ 講習手数料のオンライン決済機能及び納付情報の登録
- コ CSVファイルでのデータ出入力
- サ 挿入URLによる別サイトへの接続機能

#### (3) 講習サービスの提供時期

受注者は講習サービスについて、契約締結後1箇月以内に発注者が各種設定等を行うことができる状態で提供すること。

#### 4 講習受講対象者

8,000人とする。(オンライン講習利用対象者は5,000人を想定とする。)

#### 5 内容の詳細

##### (1) 講習サービス登録時の本人確認照合

ア 受講者が、受講者自身による必要項目の入力にて講習サービスにログインするための新規登録を次のとおり行うことができること。

(ア) 発注者において、新規登録時に表示される説明文(注意事項等)を自由に変更できること。

(イ) 受講者が自身のメールアドレスを入力するとともに、必須の入力項目として、個別番号等の受講者別にあらかじめ割り当てられた項目を2箇所入力できること。必須の入力項目2箇所は、発注者があらかじめ講習サービスに登録している受講者リストの情報と自動照合し、合致した場合のみ登録作業を進めることができること。

(ウ) 発注者が指定する契約内容(個人情報の取扱い)等について、受講者に同意を求めることができ、同意がある場合のみ登録作業を進めることができること。

(エ) 前記(ウ)で同意を得た後、登録された受講者のメールアドレスに、自動的に次の登録作業を案内するメールが送信されること。

(オ) 前記(エ)で送信されたメールに表示されたURLリンク等にアクセスすることにより、次の登録作業画面へ遷移することができること。

(カ) 前記(オ)での遷移先にて、発注者があらかじめ講習サービスに登録している受講者の氏名と事業所名が表示されること。

なお、これらの情報は、受講者自身での変更はできないこと。

(キ) 講習サービスにログインする際に必要なパスワードを、受講者が任意に作成して登録することができること。

(ク) 登録が完了すれば、登録された受講者のメールアドレスに、自動的に新規登録完了を通知するメールが送信されること。

イ 新規登録完了後、受講者が登録したメールアドレスとパスワードにて、講習サービスにログインが可能になること。

ウ 受講者が登録したメールアドレスを含む受講者に関する情報を、発注者が検索・照会でき、検索結果を一覧表示できること。

- エ 発注者が受講者に関する情報の入力・修正・削除を行うことができること。
- (2) 講習（オンライン講習及び会場講習）の申込・キャンセルの受付
- ア 発注者が設定したオンライン講習及び会場講習のすべてを一覧で表示ができること。
- イ 発注者が講習の定員や開始及び終了時間、会場付近地図、講習に必要な書類のPDFデータや講習資料等の閲覧に必要なサイトのURLリンク挿入等を自由に設定できること。
- ウ 講習が定員に達した場合は申込みが不可になること。
- エ 発注者により、講習の申込みが可能となる受講者を、「全員」「講習手数料納付済み者のみ」等自由に設定できること。
- オ 受講者が任意の講習を選択した際に、当該講習の詳細（定員、開始及び終了時間、会場付近地図等）及び講習申込ボタンが表示されること。
- なお、オンライン講習については、顔認証利用の有無を受講者が自由に選択できること。
- (1) オンライン講習(顔認証利用有)の場合は、前記オで講習申込ボタンを押下後、注意事項等発注者が自由に設定した確認事項や必須項目等が表示され、顔写真の登録を行い、受講者が内容を確認後、次の内容確認画面へ進むことができること。
- (2) 会場講習及びオンライン講習(顔認証無)の場合は前記オで講習申込ボタンを押下後、注意事項等発注者が自由に設定した確認事項や必須項目等が表示され、受講者が内容を確認後、次の内容確認画面へ進むことができること。
- カ 内容確認画面が表示された後、受講申込ボタンを押下すれば、講習の申込みが即時確定するとともに、登録したメールアドレスに、講習の申込み完了のメールが送信されること。
- キ 申込みが完了した講習は、発注者が設定した期日までは受講者自身でキャンセルが可能であること。その際、誤キャンセルを防止するための再確認画面が表示されること。
- ク 受講者が講習サービスへログインすれば、講習の詳細画面から申込みをした講習の受付状況や支払状況を確認することができること。
- (3) 講習に必要な書類の発行（アップロード及びダウンロード）
- ア 発注者が講習に必要な書類を自由にアップロードできること。アップロードできる書類は5種類以上とする。

イ 受講者が、講習サービスにログインして、講習に必要な書類をダウンロードや印刷をすることができること。

ウ 発注者により、前記イで書類のダウンロードができる受講者を「全員」「講習手数料納付済み者のみ」等自由に設定できること。

(4) 受講者（オンライン講習及び会場講習）の受講履歴・出退席等の受講状況管理

ア 受講者が、講習サービスへログインし、自身の受講状況（オンライン講習の進捗状況、会場の出席及び退席登録時間、修了状態）を確認することができること。

イ 発注者により、受講者の受講状況一覧を表示し、管理するとともにデータでダウンロードすることができること。

なお、受講状況とは次の事務をいう。

(ア) 受講申込みに関すること。

(イ) 講習手数料の納付の有無に関すること。

(ウ) オンライン講習受講者の視聴状況に関すること。

(エ) 会場講習受講者の出席状況に関すること。

受講者が講習サービスにログインし、会場ごとに設定した専用コード等を入力し、登録の作業をすることで、講習サービスに出席日時や退席日時が自動で記録され、さらに出席退席両方の記録をもって自動的に受講修了登録ができること。

また、自動で記録できない場合の対処として、発注者により受講修了登録ができること。

(オ) 受講修了に関すること。

発注者により、受講者の受講修了日時（受講修了登録時間）一覧を表示し、データでダウンロードすることができること。

(5) オンライン講習のオンデマンド配信

ア 配信方法は、オンデマンド方式であること。

イ 講習時間は6時間とし、科目ごとに視聴ができること。

ウ 受講者が自らの視聴状況を確認できる画面を有し、受講漏れを防ぐこと。

エ 受講者が講習内容の録画や記録を行い情報を流出させるなど、目的外に無断使用することができないよう、配信データの書き込み、保存ができない措置が講じられていること。

オ オンライン講習の配信詳細については、契約締結後に発注者と協議して決定すること。

なお、動画配信プラットフォームは、Vimeoを使用できるものとし、埋め込み型による受講者の視聴状況管理ができること。

カ 受講端末カメラでの顔認証による再生停止機能

(ア) 受講者が各自で使用する端末等のカメラにより、事前に登録された受講者の顔写真と実際の人物が同一であるか否かをオンライン講習中に判定する機能を有していること。なお、人物判定の性能については、誤判定が発生しないこと。

(イ) 前号の機能による人物の判定間隔については、発注者が受講開始時及び受講中等任意に設定できることとし、講習中に継続して同一人物であると判定される場合は、オンライン講習を再生すること。また、受講者が不在や別人であると判定された場合は、オンライン講習の再生を停止し、停止後、受講者本人であると判定できれば再生を再開すること。

キ 受講端末カメラでの顔監視による再生停止機能

(ア) 受講者が各自で使用する端末等のカメラにより、受講者の顔が端末等の画面を向いているか否かをオンライン講習中に判定する機能を有していること。

(イ) 前号の機能による人物の判定間隔については、発注者が任意に設定できることとし、講習中に継続して画面を向いていると判定される場合は、オンライン講習を再生すること。また、受講者が画面を向いていないと判定された場合は、オンライン講習の再生を停止し、停止後、画面を向いていると判定できれば再生を再開すること。

ク 視聴履歴が記録され、発注者により確認することができること。

ケ 受講修了の条件は発注者が視聴時間等により設定できること。

なお、受講者が修了条件を達成した場合は、自動的に受講修了登録ができること。また、自動で受講修了登録ができない場合の対処として、発注者により受講修了登録ができること。

コ 別途作成する講習動画を指定した期間にオンデマンド配信できること。また、初回再生時の動画早送りの禁止等、不正視聴防止のための措置が講じられていること。

サ 受講者がオンライン講習を選択すれば、オンライン講習の科目一覧が表示されること。

シ 受講者が受講科目を選択すれば、科目の詳細（講習時間、講師、科目資料等）が表示されること。

ス 受講者が受講科目を選択し、視聴を開始する前に、動画の早送り禁止等につい

ての確認画面が表示され、受講者が内容を確認すれば、視聴画面に進むことができること。

セ 再生及び停止は、視聴画面直前に配置されたボタンにより、受講者が容易に操作できること。また、停止した箇所から引き続き再生できること。

ソ (2)のオで顔認証利用をしないと選択した場合、カ及びキの受講の効果測定等の代替え措置として、確認テストやキーワード入力等ができること。講習内容にかかるテストや、講習途中に伝達するキーワードを回答する方式のものとし、動画視聴の完了とともに正解すれば自動的に受講修了登録ができること。

#### (6) 講習修了証書の交付（ダウンロード）

講習修了証書のテンプレートに、発注者があらかじめ講習サービスに登録している受講者リストの情報等と受講修了日、発注者が登録する捺印データを使用し、受講を修了した受講者自身に対して講習修了証明書を電子的に交付できること。

また、電子印に係る印影の改ざんその他不正な使用を防止するために必要な措置を講じること。

#### (7) 受講者に対するメール配信

ア 発注者の設定により、会場講習日直前に、受講者が登録したメールアドレスへリマインドメールを自動送信できること。

イ 発注者の設定により、オンデマンドの視聴期間開始直前及び終了直前に、受講者が登録したメールアドレスに案内メールを自動送信できること。

ウ 発注者の任意の時期に、受講者が登録したメールアドレスへ一括でメール送信ができること。

なお、メールの件名や文面は、発注者により自由に設定できること。

#### (8) 講習に係るアンケート・効果測定

ア 講座ごとに受講者のアンケートや効果測定ができること。

イ 発注者がアンケート等の結果等を一覧で表示し、データでダウンロードすることができること。

ウ 発注者がアンケート等の内容を自由に設定することができること。また、回答期日を設定することができること。

エ 発注者の設定により、アンケート回答期日近くになっても未回答の場合、受講者が登録したメールアドレスに催促通知メールを自動送信できること。

#### (9) 講習手数料のオンライン決済機能及び納付情報の登録

ア 受講者が講習手数料を支払いすることができるクレジットカード決済及びコン

ビニ決済によるオンライン決済機能を有していること。

また、オンライン決済機能を実動させるために指定納付受託者の指定を受ける等必要な対応が可能であること。

イ 受講者自身が申込をした講習の詳細画面から、支払い方法の説明画面に進むことができること。

ウ 支払い方法の説明画面の文言は、オンライン決済及びオンライン決済以外の支払い方法について、発注者により自由に設定ができること。

エ 受講者がオンライン決済にて講習手数料の支払いが完了した場合、直ちに自動的に講習サービスにおける当該受講者の状態が「支払い済み」に登録されるとともに、受講者により「支払い済み」の表示が確認できること。

オ 発注者により、講習手数料支払い状況（支払い日時、支払い種別当等）を確認することができるとともに、データでダウンロードすることができること。

カ 受講者がオンライン決済以外の方法により支払いを完了した場合、発注者により支払い完了登録ができること。

#### (10) CSVファイルでのデータ入出力

ア 発注者があらかじめ講習サービスに登録している受講者リストの情報は、常に確認でき、CSVファイルでの入出力が可能であること。また、受講者の氏名変更等リストの一部項目内容の修正については、該当する部分のみをアップロードすれば、その部分のみを上書きすることができるよう、アップロードの際に登録済み受講者情報と照合ができる機能を有していること。

イ 発注者が受講者の講習申込状況、講習手数料の支払い状況、受講状況等を常に確認できること。また、受講者のこれらのデータをCSVファイル形式で出力できること。

#### (11) 挿入URLによる別サイトへの接続機能

ア 発注者が講習サービスに設定した別サイトのURLリンクにより、別サイトに接続することができること。

イ 発注者により、講習資料等の閲覧に必要なサイトのURLの表示がされる受講者を「全員」「講習手数料納付済み者のみ」等自由に設定できること。

### 6 講習サービスを提供するシステムの要件

#### (1) システムで使用する機器等

ア 講習サービスを提供するためのシステム（以下「システム」という。）は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されているもの

であること。

- イ 情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じ、適正な運用に務めること。
- ウ サプライチェーンリスク等を考慮した上でシステムを構築し、プライバシーポリシー等を踏まえた適正な管理を行うこと。
- エ システムが使用するサーバ、ネットワーク機器、パソコン等のOS、ブラウザ、セキュリティ及び利用するソフトウェアの脆弱性情報を確認し、最新の状態に更新して使用すること。
- オ システムを構築するために、受注者が管理する以外のクラウドサービスを利用する必要がある場合は、事前に発注者の承認を受けること。
- カ システムは、冗長化構成等により可用性が確保されていること。
- キ システムは、24時間 365日、自動監視・自動検知・自動対策を行い、緊急時・障害時に直ちに復旧可能な体制が確保されていること。
- ク バックアップシステムを導入し、システム及び発注者が講習サービスに行った設定が定期的にバックアップされていること。ただし、講習に関する情報は、発注者の許可なくバックアップしないこと。
- ケ 本業務に関して利用するクラウドサービスの利用規約等が変更される場合は、事前に発注者に報告し、その承認を受けること。

## (2) システムの機能

- ア システムについては、受注者が使用するアカウントを適正に管理する等の対策を行い、乗っ取りなどを受けないようにすること。
- イ 受注者はシステムのログイン履歴を確認し、不正アクセスがあった場合には検知できること。また、講習サービスのログイン履歴を受注者が確認できること。
- ウ 配信情報が第三者に傍受されることのないよう、システム及び講習サービスへの接続は暗号化通信で行う等の対策が講じられていること。
- エ 設定の誤り等により、第三者が情報を傍受、又は偽情報を発信されることのないよう、必要な措置が講じられていること。
- オ 本業務においては、発注者が指定した以外の情報を収集しないこと。また、システム的に収集される情報（ユーザの行動履歴等）は、本業務の運用に必要な場合以外は利用しないこと。

なお、利用する場合は、事前に発注者の許可を受けること。

- カ IPアドレスにより発注者が利用する管理者用画面へのアクセス制御が可能であ

ること。

## 7 保守・サポート

### (1) 講習サービス導入サポート

講習サービスの導入に関する打合せは必要に応じて複数回行うこととし、発注者が指定する期日までに運用できるようにサポートすること。

### (2) 運用サポートについて

ア 本業務において、情報セキュリティインシデントや運用上のトラブルが発生した場合に備えて、発生時の速報体制を設け、発注者に報告すること。

イ サポートの時間は、午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び休日を除く。）とし、サポート時間帯は、発注者からの問い合わせに対応すること。

ウ 受注者は、講習サービスにトラブル等があったときは、速やかに障害の復旧・対応を行い、発注者へ報告を行うこと。

エ 講習サービスがバージョンアップした場合のアップデートは運用業務に含まれることとし、受注者が行うこと（マニュアルの改訂を含む。）。

### (3) マニュアル・教育

ア 受注者は、講習サービスの稼働開始までに、通常運用と保守運用のマニュアルを提供すること。

イ 受注者は、講習サービスの導入時には、発注者に対し、操作方法等を研修会、Web会議又は他の方法で開催すること。

ウ 受講者が講習サービスの操作を容易にできるよう発注者の要望に応じて資料作成の補助を行うこと。

## 8 情報セキュリティの確保

### (1) 情報セキュリティ管理体制等の確認

ア 受注者は、第三者による情報セキュリティ管理体制等の認定を受け、入札日までに次のいずれか又は同等以上のものを取得済みであること。

○ ISMS 認証

○ Pマーク

なお、前記の事項を証明する書類（写し）を入札参加資格審査までに総務部会計課に提出し、担当者の確認を受けること。

イ 経済産業省による「クラウドサービスのチェックリスト」等に基づいて、講習サービスのセキュリティをチェックした資料を入札参加資格審査までに総務部会計課に提出し、担当者の確認を受けること。

ウ 官公庁との間で、オンライン講習のクラウドサービス提供業務を実施した実績を、過去2年以内に2件以上有すること。

(2) 保護すべき情報

受注者は発注者から部外秘として提供された情報、動画等本件契約に係る情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、その万全を期すこと。

(3) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は情報セキュリティを確保するための体制を整備していること。

(4) 構成管理・変更管理

ア 受注者は、本業務に関して発注者が意図しない変更が加えられないことを保証するため、適切な構成管理と変更管理を行うこと。

イ 意図しない変更が加えられる不正が判明した際は、直ちに適切な対策を講じるとともに発注者に一報した上で、速やかに文書により報告すること。

(5) 脆弱性対策の実施

受注者は、本業務に関連する脆弱性情報を積極的に収集し、これに対処するために所要の措置を執ること。

(6) 情報セキュリティ侵害事案等事故障害、事故等の発生時の対処

ア 本業務の履行に際し、情報セキュリティが損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認知した場合には、速やかに発注者へ報告するとともに、所要の措置を執ること。

イ 受注者は本件業務の履行に際し、次の事項に該当する事故があったときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに発注者に一報した上で、速やかにその詳細を文書により報告すること。

(ア) 本件契約に係るサーバに不正アクセス等の情報セキュリティ侵害事案が発生した場合

(イ) 保護すべき情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(ロ) 保護すべき情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ハ) 受注者において保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体に不正プログラム等の感染が認められた場合

(ニ) (ア)から(ハ)に掲げるもののほか、保護すべき情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

ウ 発注者は前項の事故が発生したときは、必要に応じ受注者に対し調査を実施す

ることとし、受注者は当府警察が行う当該調査について、全面的に協力すること。

また、当該事故が委託先等において発生したときは、受注者は発注者が当該委託先等に対して調査を実施できるよう、必要な協力を行うこと。

エ 受注者は、イの事故に関する損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて提出すること。

#### (7) 情報セキュリティ監査

発注者は必要に応じて受注者に対し、情報セキュリティ監査の実施を求め、結果の確認を行うものとする。

#### (8) 情報セキュリティ対策の改善

受注者は、本業務における情報セキュリティ対策について発注者が改善を求めた場合には、発注者と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

### 9 データの取扱い

(1) 講習サービスに保存された情報は、本業務の目的外には利用しないこと。

(2) 講習サービスを利用することにより自動的に収集される情報（ブラウザからのアクセスログ等）は、本業務の目的外には収集、利用等しないこと。（6の(2)のオに同じ。）。

(3) 本業務に係るデータ（システムの的に収集される情報を含む。）は、本業務の契約が終了後、必要なものを発注者に引き継いだ上で、すべてを確実に消去（バックアップを含む。）すること。また、契約期間中に発注者から個別に指示があった場合も同様とする。

### 10 その他

(1) 講習サービスの利用に必要な全ての費用（発注者及び受講者が講習サービスを利用するために使用する機器等に関するものを除く。）を本契約に含むものとする。

(2) この仕様書に規定のない事項に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議して対応すること。